

募集要項

【企画競争方式】

2014 年度第 2 回
中小企業海外展開支援事業
～案件化調査～

2014年11月4日
独立行政法人国際協力機構
国内事業部中小企業支援調査課

目次

第1 事業の背景・目的	3
1. 事業の背景.....	3
2. 事業の目的.....	3
第2 募集内容	4
1. 事業名.....	4
2. 参加資格要件等.....	4
3. 募集件数.....	5
第3 選考の流れ	6
1. 全体スケジュール.....	6
2. 関心表明.....	6
3. 企画書一式の提出.....	6
4. 本制度の対象外となる提案.....	8
5. 競争参加資格審査.....	9
6. 企画書の選定結果（採択・不採択）の通知.....	10
7. 契約交渉.....	10
8. お問い合わせ.....	11
第4 調査の内容	12
1. 調査対象国.....	12
2. 調査対象分野.....	13
3. 調査の内容.....	13
4. 調査期間.....	14
5. 調査の経費.....	14
6. 採択後・調査実施中の提出物.....	14
7. 調査実施上の留意点.....	15
第5 経費見積・支払等	18
第6 その他	19
1. 情報の公開.....	19
2. 提出企画書の扱い.....	20
3. 採択又は契約の取消し及び事業費の返還.....	20
4. 信用調査の実施.....	20

▪ **別添資料**

中小企業海外展開支援事業～案件化調査／普及・実証事業～経理処理ガイドライン
FAQ（よくある御質問と回答）

▪ **別添様式等**

参考資料「提出いただく書類の組み方」

様式 1. 応募形態別提出書類確認表

様式 2. 書類受領書

様式 3. 企画競争申込書

様式 4. 提案法人情報

様式 5. 企画書

様式 6. 見積金額内訳書

様式 7. 見積金額内訳書明細書

▪ **その他様式**

その他様式 1. 質問書

その他様式 2. 案件化調査 審査基準表

その他様式 3. 契約書（附属書 I～IV含む）（案）

第1 事業の背景・目的

1. 事業の背景

2012年度外務省予算「政府開発援助海外経済協力事業委託費」において、「ニーズ調査」、「案件化調査」及び「途上国政府への普及事業（旧普及事業）」が実施されました。これらの事業を通じて、我が国中小企業の製品・技術等が途上国の開発問題の解決に有効に活用できるポテンシャルを有していることが確認されました。

このような背景に基づき、2014年度からは、JICA運営費交付金事業として、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査である「案件化調査」（以下、「本事業」）を行います。

2. 事業の目的

本事業は、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術を途上国の開発へ活用する可能性を検討することを目的とします。

このように、途上国の開発ニーズと我が国の中小企業等の有する優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することでのマッチングを行うことによって、途上国の開発課題への貢献と我が国の中小企業等の海外展開の両立を図り、もってODAを通じた二国間関係の強化や経済外交の一層の推進に資することが期待されます。また、この取組により、より多くの途上国政府の事業やODA事業にその製品・技術が活用され、あるいは市場を通じその技術・製品が広がり、中小企業等の海外展開と共に、地域経済の活性化の促進が期待されます。

第2 募集内容

1. 事業名

2014年度第2回 中小企業海外展開支援事業～案件化調査～

2. 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

今回の企画競争に参加を希望する者（以下、「提案法人」）は、以下の要件を全て満たす者としてします。また、調査実施期間中にこれら要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本事業への参加をご遠慮願います。

- ① 2014年12月4日時点で中小企業基本法第二条¹、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項²に基づく日本登記法人の中小企業、または中小企業団体の組織に関する法律に定める中小企業団体の一部（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合）（以下、「中小企業団体」）で会社または団体設立後1年以上経過しているもの。

なお、次のいずれかに該当する中小企業者（いわゆる、「みなし大企業」）を除き

¹中小企業基本法第二条

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

²株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項

法第二条第三号ロ（※）に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

※法第二条第三号ロ：資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの

ます。

- (a) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (b) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (c) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

② 当機構の競争参加有資格者

同資格を有さない場合は、2014年11月26日までに当機構の競争資格審査に申請し、選定結果通知までに合格した者。

(詳細は下記「第3 選考の流れ 5. 競争参加資格審査」をご参照ください。)

③ 当機構の定める一般契約事務取扱細則第4条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でない者。

一般契約事務取扱細則：

<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>

(2) その他

- ① 上記2.(1)の参加資格要件を満たす中小企業者同士の共同企業体による応募を認めます。共同企業体を構成する場合は、構成員の中から代表法人を指定するとともに、共同企業体の各構成員から必ず1名以上が受託する業務に従事する者(以下、「業務従事者」として本事業に参加することとします)。
- ② 代表法人に所属する業務従事者から業務主任者を指定し、業務主任者以外の業務従事者の中からチーフアドバイザーを指定してください。外部人材を活用する場合、外部人材の総括がチーフアドバイザーとなります。
- ③ 中小企業団体の場合は、業務主任者が中小企業の代表又は社員であることとします。
- ④ 業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。

※なお、昨年度は、提案法人はコンサルタント企業等と共同事業体を構成することが参加資格要件のひとつとなっていましたが、本事業においてはその限りではありませんので御留意願います。ただし、開発コンサルタント等の外部人材を活用される場合の経費については、「第4 調査内容 5. 調査の経費」を参照ください。

3. 募集件数

24件程度(上限3,000万円のもの18件程度、及び上限5,000万円のもの6件程度)

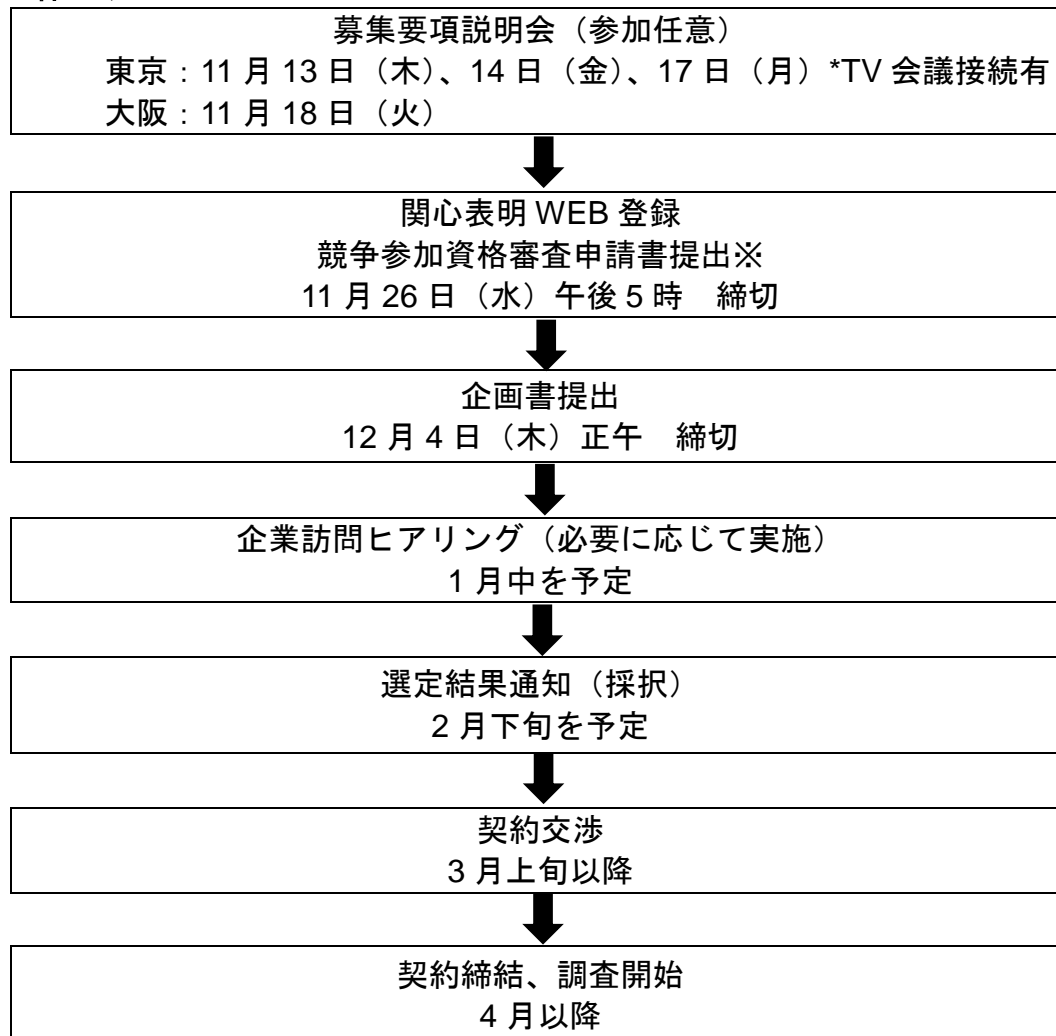
※一件当たりの上限を3,000万円とするか5,000万円とするか、企画書の中で選択いただけます。

※機材の別送を必要とし、対象国における製品の活用可能性を検討する調査を行う場合は上限を5,000万円とすることが可能です。

第3 選考の流れ

今回の募集においては、企画競争方式により本事業の契約相手先を決定します。

1. 全体スケジュール



※当機構の競争参加資格を有していない法人のみ

2. 関心表明

本事業へ応募をされる方は、関心表明を登録願います。

(1) 登録期限：2014年11月26日（水）午後5時

(2) 登録方法：以下WEBから登録

<https://anken2014-2-kanshin-wise.sqale.jp/>

3. 企画書一式の提出

(1) 提出期限：2014年12月4日（木）正午

提出期限を過ぎて到着した企画書は、理由のいかんを問わず評価の対象となりませんので御留意ください。

(2) 提出方法：

提出方法は、以下送付先への郵送に限ります。

(送付先)

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 国内事業部中小企業支援調査課 案件化調査 係

電話番号： 03-5226-9283

(3) 提出書類

提出書類は応募形態によって異なりますので、様式 1「応募形態別提出書類確認表」にて確認の上、参考資料「提出いただく書類の組み方」に従って、御提出願います。

【提出書類一覧】

書類	部数	様式
応募形態別提出書類確認表	1 部	様式 1
書類受領書 (注 1)	1 部	様式 2
企画競争申込書	1 部	様式 3
提案法人情報	1 部	様式 4
企画書	10 部	様式 5
企画書 CDR (注 2)	1 部	所定
見積金額内訳書	1 部	様式 6
見積金額内訳書明細	1 部	様式 7
会社 (団体) 概要 (注 3)	1 部	既存のパンフレット等
財務諸表直近 2 年分 (注 4)	1 部	各法人所定様式
共同企業体結成届 (注 5) (共同企業体のみ提出)	1 部	様式自由
組合員 (構成員) 名簿 (中小企業団体のみ提出)	1 部	組合員名簿

(注1) 書類受領書は提出書類の受領と引き換えに当機構で押印し、提出日以降に順次電子メールにて返送します。締切日から 3 営業日以上経っても連絡がない場合は、上記の送付先へお問い合わせください。

(注2) CDR には、企画書の PDF、提案法人情報の Excel ファイルを格納してご提出ください。企画書は、紙 (ハードコピー) をスキャンで読み取る方法ではなく、Word ファイル等を PDF 保存して作成願います。提案法人情報は Excel ファイルのまま格納してください。なお、CDR 盤面には企画書表紙の「対象国」「調査名」「提案法人名」を記載ください。

(注3) 中小企業団体の場合は、団体の定款、及び業務主任者が所属する会社概要も併せて提出願います。

(注4) 会社/団体設立 2 年未満の場合は 2014 年 12 月 4 日時点で作成済みの財務諸表を提出願います。

(注5) 共同企業体結成届には、構成員全ての社の代表者印又は社印を押印してください。上記の会社概要及び財務諸表については、共同企業体の構成員それぞれについて、指定の通り提出願います。競争参加資格については、共同企業体の構成員それぞれが資格を有している必要があります。

(4) 競争参加資格

【当機構の競争参加資格を有している場合】

様式4「提案法人情報」に当機構発行の「整理番号（7桁）」を記載願います。なお、2016年3月まで有効な資格（25から始まる7桁の整理番号）を有していることが必要です。

【当機構の競争参加資格を有していない場合】

下記5. に従い、競争参加資格を申請願います。また、同資格申請はしているものの、企画書提出までに競争参加資格整理番号を取得していない場合は、様式4「提案法人情報」にて「申請中」を選択ください。

(5) その他：企画書等の作成、提出に係る費用について当機構は負担しません。

4. 本制度の対象外となる提案

以下(1)～(3)に該当する提案は本事業の対象外となりますので御留意ください。

- (1) 本事業に係る同一回の公示において、同一の提案法人又は同一の提案法人を含む共同企業体から、内容が同一又は著しく類似する複数の企画書が提出された提案
- (2) 調査の内容及びその結果のいずれかにおいて、ODA事業の企画、立案を想定していない提案
- (3) 調査において検討する事業の実施に伴い、環境・社会に甚大な負の影響（特に、不法占拠者を含む住民移転が生じるケース、国立公園・保護対象地区を対象とするケース（その保護の増進や回復を主たる目的とするものは除く。））を及ぼす可能性がある提案

注) 調査の実施に当たり、①治験（Clinical Trial）および人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験（以下「治験等」という）、②医療行為については、以下の扱いとします。

① 治験等の扱い

治験等は、JICA事業として実施しない。なお、治験等の実施者（医療従事者等）に対する研修・指導・助言等はJICA事業に含めることができる。

② 医療行為の扱い

医療行為は、JICA事業として実施しない。ただし、医療行為の範囲は国の状況により異なり、提案者が検温、血圧測定等一般的に軽微な医療行為を行うことが調査上必要であると想定される場合は、その背景や内容について企画書に記載する。

5. 競争参加資格審査

応募にあたっては、当機構の競争参加資格が必要となります。以下に従って、御申請ください。

<p>ア. 当機構の競争参加資格（当機構発行の 2016 年 3 月 31 日まで有効の 25 から始まる整理番号 7 桁）を有している場合</p>	<p>企画書一式を提出する際、様式 4 の整理番号記載枠に「整理番号」を記載ください。</p>
<p>イ. 当機構の競争参加資格を有さないが、平成 25・26・27 年度の全省庁統一資格審査結果通知書を有している場合</p>	<p>以下の 2 点を提出ください。当機構発行の整理番号 7 桁をメールにて通知します。</p> <p>① 全省庁統一資格審査結果通知書（写） 1 部 ② 情報シート 1 部</p> <p>情報シートについては以下を参照ください。 http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a02 本業務に参加される場合は、資格の種類（物品の製造・販売・役務の提供）及び等級（A～D）に係わる制限は設けません（どの種類・等級でも参加可能）。</p> <p>・提出期限：以下 5.（2）のとおり ・提出方法・場所：以下 5.（3）のとおり</p>
<p>ウ. 上記ア. イ. のどちらにもあてはまらない場合（当機構の競争参加資格または全省庁統一資格審査結果通知書のいずれも有していない法人）</p>	<p>当機構の競争参加資格審査の申請を頂く必要があります。以下の書類を提出ください。</p> <p>① 資格審査申請書 1 部 資格審査申請書は以下の URL から取得してください。 http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03 「全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合」</p> <p>2.必要書類 1)競争参加資格審査申請書</p> <p>② 登記事項証明書（写）（発行日から 3 か月以内のもの）【1 部】</p> <p>③ 財務諸表（直近 1 か年分。法人名、決算期間が記載されていること）【1 部】</p> <p>④ 納税証明書（その 3 の 3）（写）（発行日から 3 か月以内のもの）【1 部】</p> <p>・提出期限：以下 5.（2）のとおり ・提出方法・場所：以下 5.（3）のとおり</p> <p>本業務に参加される場合は、審査を希望する資格の種類（物品の製造・販売・役務の提供）及び通知される等級（A～D）に係わる制限は設けません（どの種類・等級でも参加可能）。</p> <p>なお、競争参加資格審査に合格しなかった場合は、企画書一式提出いただいても選定対象となりませんので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>※納税証明書（その 3 の 3）にて未納が無い旨確認できましたら、不合格となることはありません。</p>

(1) 審査方法

全省庁統一資格審査における地域、資格種類、営業品目、等級及び付与数値の設定に準じて審査します。詳細は、以下の URL に「5. 参考資料」として掲載されている別表 1. 審査資格における付与数値、及び、別表 2. 資格種類別の等級区分（建設・設備工事を除く）を参照下さい。

<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>

申請書類を提出いただいた方から順次審査し、7桁の整理番号、資格の種類（物品・販売・役務の提供）及び等級（A～D）をメールにて通知いたします。本業務には、どの資格の種類・等級でも参加可能です。

(2) 提出期限：上記イ. 又はウ. の場合

2014年11月26日（水）午後5時まで

(3) 提出方法及び提出場所：上記イ. 又はウ. の場合

提出方法は、電子メール又は郵送に限ります。

【提出場所】

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部 計画・制度課

メールアドレス：prtpd@jica.go.jp

（件名には、【競争資格審査（案件化調査）】と記載ください。）

(4) 競争参加資格審査結果の通知

資格審査書類を提出いただいた方から、順次審査し、メールにて審査結果をお知らせいたします。なお、資格審査に合格しなかった場合は、企画書一式を提出いただいても選定対象とならないことを、あらかじめ御了承ください。

(5) 企画書提出時に資格審査申請中の場合

同資格申請はしているものの、企画書提出までに競争参加資格整理番号を取得していない場合は、様式4「提案法人情報」において「申請中」を選択ください。

* 共同企業体での応募に当たっては、構成員全社がそれぞれ競争参加資格を有している必要がありますので、御留意願います。

6. 企画書の選定結果（採択・不採択）の通知

企画書は、当機構が任命する審査委員により、あらかじめ定めた審査基準（その他様式2参照）により審査されます。選定結果（採択・不採択）は、企画書を提出した全社に対し、2015年2月下旬をめぐりに通知します。2015年3月10日（火）までに結果が通知されない場合は、国内事業部中小企業支援調査課のアドレス（pdfts@jica.go.jp）にお問い合わせください。

また、結果通知後に当機構ホームページにて、採択案件の調査名、対象国、代表法人、代表法人の本社所在地について公表いたしますので、あらかじめ御了承ください。

7. 契約交渉

当機構と提案法人間で本事業実施に係る業務委託契約の締結に向けた契約交渉を行います。

具体的には、以下の項目等を双方で確認いたします。

- (1) 提案いただいている調査の内容について、当該国の開発課題の解決や事業の持続可能性、環境社会配慮、ジェンダー・貧困削減への配慮、安全対策等の観点から、一部の見直し、追加等の要否
- (2) 上記調査内容に基づいた投入人員及び関連資機材等の内容の再確認（具体的な例としては以下のとおり）
 - ・ 現地活動の内容、回数・期間、派遣人数
 - ・ 外部人材の活用内容・規模
 - ・ 現地再委託・現地傭人の内容・規模
 - ・ 資機材の内容・規模（機材の試用を行う場合）
 - ・ 本邦での受入活動の内容・規模（本邦受入を行う場合）
- (3) 上記投入内容に対する経費の積算の妥当性（具体的な例としては以下のとおり）
 - ・ 外部人材活用に係る経費
 - ・ 想定される再委託・外注に係る経費
 - ・ 機材の輸送に係る経費（機材の試用を行う場合）
 - ・ 本邦での受入活動に係る経費（本邦受入を行う場合）
 - ・ その他投入内容に係る経費

なお、契約交渉中に対象国や製品・技術等の内容を当初提案から大きく変更することとは認められません。また、企画書提出後、企画書提出時の見積金額を上回る変更はできず、上記を含む契約交渉における業務や経費等の見直しも同金額内で対応いただくこととなります。

8. お問い合わせ

- (1) よくある御質問と回答（FAQ）を別添資料として本要項に添付しますので、御確認ください。
- (2) この募集要項に対する質問がある場合は、次に従い質問書（その他様式 1 参照）を提出してください。
 - ア. 提出期限：2014 年 11 月 20 日（木）午後 5 時
 - イ. 提出方法：質問書（その他様式 3）を電子メールにて提出してください。
 - ウ. 担当部署：
独立行政法人国際協力機構 国内事業部中小企業支援調査課「案件化調査」係
 - エ. 電子メールアドレス：pdtfs@jica.go.jp
* メール件名には、「質問書（案件化調査）の送付」と記載ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、2014 年 11 月 28 日（金）までに当機構のホームページにて公開します。本事業応募予定者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ず御確認ください。

第4 調査の内容

1. 調査対象国

当機構事務所又は支所が設置されている以下の ODA 対象国を原則とします。ただし、対象国となっても、当機構の安全管理対策上、外務省渡航情報 (<http://m.anzen.mofa.go.jp/>) において「退避を勧告します。渡航は延期してください」と指定されている国又は当該地域は対象外となります。また、「渡航の延期をお勧めします」に指定されている地域でも調査実施に制約のある地域もあり、調査が行えない場合、あるいは行えなくなる場合もありますので、御不明な場合はあらかじめ御照会ください。その他、採択後であっても、対象国への ODA の中止等外交政策上の理由から調査が行えなくなる場合もあります点あらかじめ御留意願います。

また、原則として1か国を選定して提案ください（調査の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にてその理由を記載願います）。

アジア地域 21 か国

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス共和国、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス及び中華人民共和国

※インド政府関係者の本調査による日本への渡航には、政府部内の承認手続に長い時間を要する可能性がありますので、インドを対象とする調査を提案する場合は御留意ください。

（可能な限り、本邦受入活動等を行わないことを推奨します）

※中華人民共和国において実施を提案する案件については、我が国の対中 ODA が日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込んで実施されていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。

大洋州地域 9 か国

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル及びミクロネシア

中南米地域 21 か国

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス及びメキシコ

アフリカ地域 25 か国

ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マラウイ、マダガスカル、南アフリカ共和国、モザンビーク及びルワンダ

中東地域 6 か国

イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ及びヨルダン

欧州地域 3 か国

セルビア、トルコ及びボスニア・ヘルツェゴビナ

2. 調査対象分野

原則、「環境・エネルギー」、「廃棄物処理」、「水の浄化・水処理」、「職業訓練・産業育成」、「福祉」、「農業」（食料・食品分野を含む農林水産分野）、「医療保健」、「教育」及び「防災・災害対策」の9分野とします。これらの分野に含まれないものについては、「その他」としてください。

【注意事項】対象国・対象分野の検討に際して

外務省では、ODA 対象国毎に国別援助方針を定めています。企画提案に際しては、国別援助方針に定める当該国への援助重点分野との整合性があることが望ましいと考えています。

国別援助方針については、以下のホームページをご覧ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html

また、当機構の各国における取組について、以下から御参照いただけます。

<http://www.jica.go.jp/regions/index.html>

また、上記の各国重点分野との整合を前提に、今回の募集では、以下の観点からの応募を勧奨いたします。

- ・インフラシステム輸出に資する提案（都市交通、電力、防災等）
- ・都市問題の解決に資する提案（廃棄物、上下水等）
※ 都市問題の解決に豊富な経験を有する、我が国地方自治体の経験・ノウハウを活かした提案を推奨
- ・我が国の健康・医療サービスの国際展開に資する提案
- ・被災地復興支援（例：フィリピン台風被災地での生活インフラの復旧・復興支援や水産業・農業の多様化・生産性の向上支援等）
- ・男女共同参画やジェンダー主流化³を推進する提案（例：女性向けの雇用創出事業や教育・職業訓練による雇用や社会進出の促進、女性の水汲み等の重労働からの解放、母子の栄養／生活習慣改善等をもたらすような提案）

3. 調査の内容

本事業は、我が国中小企業等からの提案に基づき、製品・技術を途上国の開発へ活用する可能性を検討することを目的としていますが、具体的調査内容は提案に基づき案件ごとに設定します。

³ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される性別のことで、男女の役割やその相互関係を含む意味合いをもちます。世界をみると、女性の方が社会・政治・経済的に不利な立場に置かれていることが多く、当機構は、事業の企画・立案・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階でジェンダーの視点に立って、開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく「ジェンダー主流化」を進めています。

4. 調査期間

契約締結日から数か月～1年程度とします。

5. 調査の経費

1件当たり3,000万円、又は5,000万円を提案上限金額とし、上限額を超える企画は審査致しません（消費税込み。1円未満の端数は切り捨て）。経費の支払対象については、「第5 経費見積・支払等」を参照ください。

本調査は補助金ではなく、提案法人の提案に基づく調査内容の実施につき当機構より業務委託し、下記6.の報告書を成果品として提出いただくものです。したがって、成果品の品質や手続きを含む調査の円滑な実施を確保するべく、技術・分野課題・対象国等に係る知見を持つ「外部人材」（開発コンサルタント等）の活用等必要な措置を御検討願います。

なお、収入を発生せしめる活動は、業務委託契約の対象外とします。

6. 採択後・調査実施中の提出物

(1) 調査実施中の提出様式

ア. 業務計画書（和文）、業務計画書要約（英文）：

記載内容：調査の実実施計画・体制（和：A4 10-20頁程度、英：A4 5頁程度）

提出時期：契約締結後10営業日以内

提出方法：電子データ（メールにて提出）

イ. 受入計画書（英文）

*本邦への受入活動を実施予定の場合にのみ提出が必要となります。

記載内容：本邦で実施する活動の概要

提出時期：本邦受入れ活動実施の3か月前

提出方法：電子データ（メールにて提出）

ウ. 月報（和文）：

記載内容：要員の派遣実績・計画、調査進捗状況、その他連絡事項（A4 1-2頁程度）

提出時期：翌月5営業日以内

提出方法：電子データ（メールにて提出）

エ. 進捗報告書（和文）：

記載内容：調査の進捗報告、達成状況（A4 10-20頁程度）

提出時期：調査の中間段階

提出方法：電子データ（メールにて提出）

オ. 業務完了報告書（案）（和文）：

記載内容：すべての調査実施結果、達成状況等（A4 50-100頁程度）

提出時期：業務完了予定の2か月前

提出方法：電子データ（メールにて提出）

カ. 業務完了報告書（最終成果物）（和文）、業務完了報告書要約（英文）：

記載内容：業務完了報告書（案）提出後、当機構等から出されるコメントに基づき必要な加除修正を行ったもの。（和：A4 50-100 頁程度、英：A4 5 頁程度）

提出時期：業務完了時

部数：和：4 部、英：4 部（製本）

和・英報告書及び付属データを収納した CDR：2 枚

7. 調査実施上の留意点

業務実施に際しては、以下の諸点について御留意願います。

(1) 環境社会配慮ガイドライン

調査の実施に当たっては、環境社会配慮ガイドライン適用の対象となります。提案案件が採択になった場合、環境や地域社会に与える影響の規模や重大性等に応じて「環境カテゴリー」のうちいずれに属するかが決定されます。カテゴリーC 以外の案件については、同ガイドラインの規定に基づき、情報公開の実施、外部有識者による助言委員会の実施等の対象になるため、本調査の実施を受託する事業者は調査の計画・実施に際して、環境社会配慮ガイドラインの規定に対応することが必要となります。

ガイドラインの詳細については、「新 JICA の環境社会配慮ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>) を御参照ください。

(2) 安全対策上の留意点

当機構は契約書の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、事業者に対して各在外事務所が定める「安全マニュアル」の周知等を行い、安全確保に努めます。

また、本調査の実施に当たり、提案法人は外部人材を含む業務従事者に緊急移送サービスを含む適切な保険を付保されることを推奨します。

(3) 最終成果物の公開

最終成果物は原則外部公開とします。ただし、事業者の経営情報、知的財産情報の他、公表されていない情報について、事業者が本調査終了後、ビジネスを自ら展開する前の段階で公表されることが事業者のビジネス展開を阻害する場合や、重要な個人情報等が最終成果物に記載されている場合は、事業者と協議の上、法令及び JICA 法人文書管理規程に基づき、当該情報が該当する部分を削除又は一定期間非開示とする等の措置を講ずることとします。なお、上記にかかわらず、法令の規定により、不開示とした情報を開示することがあります。

(4) JICA の役割

調査の準備及び実施に際しては、調査実施国政府関係機関等へのアポイント取り付けや調査の説明、機材の調達や輸送手続等は提案法人（及び外部人材）が主体的に実施する点留意願います。JICA 及び JICA 事務所は、調査実施のモニタリング、実施方法に係る助言、必要に応じて適切なアポイント先の紹介、通関手続きや関連事業の情報提供等の側面支援を行います。

(5) 本邦受入活動のフロー

本邦受入活動に際しては、以下の実施フローを想定しています。

ア. 受入参加者の選定：

①受入計画書の送付：

本邦受入活動の内容が記載されている受入計画書（Program Information）を提案法人が英文で作成し、JICA に提出する。受入計画書は、本調査で実施する開発途上国での初回の現地活動等を通じて、提案法人が調査実施国政府関係機関等に説明することを原則とする。なお、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触するおそれを排除する観点から、提案法人は相手国側受入活動参加者について個人名又は個人名が特定される方法による指名を行わないこととする。提案法人により調査実施国政府関係機関等に説明が行われたものについて、JICA は受入計画書と受入の原則を書簡で調査実施国政府関係機関等に通知を行う。

②参加申請書等の取付：

JICA は調査実施国政府関係機関から受入計画書への同意及び参加候補者リスト等が記載された書面及び本邦受入活動の各参加候補者の参加申請書（Registration Form）を取り付ける。参加候補者の旅券及び本邦入国査証の取得については調査実施国政府関係機関が必要な手配を行うことを書面にて確認する⁴。受入に係る諸手続の期間を勘案し、調査実施国政府関係機関からの書面取り付け完了日を、原則として受入活動参加者の来日予定日の 2 か月前とする。

③受入活動参加者の決定：

調査実施国政府関係機関が作成した参加候補者リストの中から、提案法人が本邦受入活動参加者を選定する。右選定に際し JICA は必要に応じ提案法人に助言することとする。提案法人は参加者選定結果を調査実施国政府関係機関に通知する。

イ. 受入手続き：

提案法人は受入活動日程を JICA に提出し、JICA が内容の妥当性を確認した後、提案法人は受入活動に係る諸手続き（日程調整、航空券の手配、宿泊先・国内交通の手配等）を実施する。この実施にあたり以下に留意する。

①本邦入国査証の取得：

参加者の査証取得を調査実施国政府関係機関又は提案法人が手配する。

②受入活動に係る日程等の情報の確認：

提案法人は、受入活動の日程、参加者リスト、参加者のフライト・保険付保内容⁵等に係る情報を、参加者来日 2 週間前までに JICA に書面にて提出する。

(6) 事業提案者の不正行為防止について

不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、提案法人は特に以下の点に留意願いま

⁴ 参加申請書の取付に併せて書面で確認することを原則とする。相手国の同意が困難な場合、査証取付については提案法人が手配することとする。

⁵ 日本の保険会社等が取り扱う労災見合いの海外旅行保険を目安とする。

す。

- ① 提案法人による本邦受入活動参加者に対する高額の物品や、日当・宿泊費としては過大な金銭の提供又は著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本事業の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条7(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に抵触しないよう留意すること。同様に、上記政府関係者の我が国入国査証資格に関する出入国管理及び難民認定法等、本事業受入活動参加者の本邦滞在に関し適用される法令・規則についても十分理解し、違反しないように留意すること。

第5 経費見積・支払等

当機構負担として支払対象となる経費費目は下表のとおりです。詳細については、経理処理ガイドラインを御参照ください。

経費項目		当機構負担	定義・内容	
I. 人件費				
1. 直接人件費	提案法人	×	提案法人の業務従事者の直接人件費は負担しない ※昨年度までは、中小企業の業務従事者の人件費を負担していましたが、本事業では同人件費は負担しませんので、ご留意願います。	
	外部人材	●	外部人材（コンサルタント等）の直接人件費	
2. その他原価		●	外部人材の直接人件費に一定比率を掛け算出。間接的に業務支援を行う事務員、技術者等の人件費、事務機器の損料、水道光熱費、銀行手数料等	
3. 一般管理費等		●	外部人材の直接人件費及びその他原価から算出。役員報酬、地代家賃、広告宣伝費、保険料、雑費等	
II. 直接経費				
1. 機材製造・購入・輸送費				
1) 機材製造・購入費等		×	本調査を行うための機材の製造・購入費（原則として原価）	
①本邦機材製造・購入費				日本国内における資機材の製造・購入費
②現地機材製造・購入費				現地における資機材の製造・購入費
③現地工事費				現地における設備の据付・建設等にかかる再委託工事費等
2) 輸送費・保険料・通関手数料		●	上記資機材等の輸送費（梱包費用、保険料、通関手数料等含む）	
3) 関税・付加価値税(VAT)等		●	上記資機材等の現地通関の際の必要な関税等	
2. 旅費				
1) 航空賃		●	提案法人の業務従事者及び外部人材の現地渡航に必要な航空運賃	
2) 日当・宿泊料、内国旅費		●	提案法人の業務従事者及び外部人材の日当・宿泊料及び日本国内の内国旅費	
3. 現地活動費				
1) 車両関係費		●	現地での活動に必要な車両関係費	
2) 現地傭人費		●	現地での活動に必要な傭人費	
3) 現地交通費		●	現地での交通費等	
4) 現地再委託費		●	現地における委託契約費用	
5) 上記以外の費用		×		
4. 本邦受入活動費				
1) 航空賃		●	海外から相手国関係者を本邦で受け入れる際の航空運賃	
2) 本邦受入活動業務費		●	海外から相手国関係者を本邦で受け入れる際の必要経費	
3) 上記以外の費用		×		
III. 管理費		●	本調査全体に係る管理費	

第6 その他

1. 情報の公開

本公示により、企画書を提出し採択された提案法人においては、契約締結後、提案法人名、案件名、案件概要等を、当機構ホームページ上に原則公表しますので、本内容に同意の上で、企画書の提出及び契約の締結を行っていただきますよう御理解をお願いいたします。なお、企画書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなします。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記(1)に該当する場合は下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

(1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職

イ 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられています。

(4) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、御協力願います。

2. 提出企画書の扱い

- (1) 提案法人の企画書等については返却いたしません。
- (2) 企画書に虚偽の記載をした場合には、企画書を無効とするとともに、虚偽の記載をした提案法人に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。
- (3) 企画書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。

3. 採択又は契約の取消し及び事業費の返還

提案法人が、以下のいずれかに該当した場合は、採択を取り消すことがあります。既に提案法人に事業費が支給されている場合は、期限を定めて返還していただくことがあります。また、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

- (1) 企画書、その他提出物の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2) 事業費を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (3) 提案法人が反社会的勢力であると判明したとき。
- (4) 契約書に定める発注者の解除権に該当するとき。
- (5) その他、機構が委託事業として不適切と判断したとき。

4. 信用調査の実施

基礎的な信用能力等の確認のため、必要に応じて当機構が業務を委託する信用調査会社から提案法人への聞き取りによる信用調査を実施させていただきます。本信用調査で得る情報等については、適切に管理し取り扱います。